憲法 01 次は、信教の自由についての記述であるが、誤りはどれか。

(1) 信教の自由には、信仰の自由及び宗教的行為の自由のほか、宗教的結社の自由が含まれる。

(2) 信仰の自由は、内心の信仰に関するものである限り絶対的に保障され、法律その他いかなる形式による制約も受けない。

(3) 信教の自由は、在留外国人にも日本国民と同様に認められる権利である。

(4) いかなる宗教団体も国から特権を受けてはならないとされているが、これは、国が特定の宗教のみを庇護することを禁止する趣旨であるため、全ての宗教に一律に特権を付与するのであれば許される。

(5) 政教分離の原則は、国家が宗教との関わり合いを持つことを絶対的に禁止しているわけではない。

憲法 02 次は、憲法上の人身の自由についての記述であるが、誤りはどれか。

(1) 憲法18条の「奴隷的拘束」とは、人間の尊厳を否定するような身体的拘束をいい、この行為は私人による場合を含め、一切禁止されている。

(2) 憲法18条の「意に反する苦役」とは、本人の意思に反する強制的な労役をいい、その苦痛には個人差があるので、苦痛の程度は問わないとされている。

(3) 憲法31条に規定されている「法定手続の保障」は、刑訴法等の手続規定だけでなく、刑法等の実体規定についてもそれが適正であることを要求している。

(4) 憲法34条の「不法に抑留又は拘禁されない権利」の規定を受け、刑訴法では、被疑者に対する犯罪事実の要旨及び弁護人選任権の告知の義務等の規定が置かれている。

(5) 憲法35条に規定されている「住居の不可侵」は、住居への立入り、捜索及び押収に関する令状主義について定めたものであり、純然たる刑事手続以外の行政手続には一切適用されないと解されている。

憲法 03 次は、憲法33条の逮捕に対する保障についての記述であるが、誤りはどれか。

(1) 「令状主義」とは、人を逮捕する判断に裁判官を関与させることによって、司法的抑制の見地から逮捕権の濫用を防止し、捜査機関の恣意的な判断による人権侵害を防止しようとするものである。

(2) 憲法33条にいう司法官憲が発する令状は、刑訴法上の裁判官が発する逮捕状をいう。

(3) 裁判官は、明らかに逮捕の必要性がないと認めるときは、令状発付を拒否することができる。

(4) 憲法33条は、令状主義の例外として、現行犯人として逮捕される場合を認めているが、その趣旨は、逮捕の理由が明白で逮捕権の濫用のおそれがないなどという点に求められる。

(5) 別件逮捕は、「犯罪を明示する令状」に記載された犯罪事実とは異なる事実で逮捕するものであり、憲法33条の脱法行為として適法な手続となることはない。

憲法 04 次は、国政調査権についての記述であるが、正しいのはどれか。

(1) 両議院は、国政調査権を行使するに際し、自らこれを行わなければならず、両議院に設置されている委員会にこれを行わせることはできない。

(2) 国政調査権における「国政」には、立法、行政が含まれるが、司法についてはその性質上除外されている。

(3) 国政調査権に基づいて、証人の出頭、証言及び記録の提出の要求を受けた者は、これに応じる義務があるが、法律上この手続について定めた規定はない。

(4) 国政調査権の性格について、通説は、国会の有する立法や予算審議等の諸権能を有効・適切に行使するため、議院に認められた補助的な権能であると解している。

(5) 国政調査権の手段として、証人の出頭、証言、記録の提出等のほか、強制手段である家宅等の捜索や物の押収等についても認められている。

憲法 01 信教の自由

(1) **正しい。** 信教の自由(憲法20条)は、内心における信仰の自由、宗教的行為の自由、宗教的結社の自由の３つをその内容とする。

(2) **正しい。** 信仰の自由の保障は、それが内心の信仰にとどまる限り、他者の利益との矛盾・衝突が起こり得ないため、絶対的に保障され、どのような制約も受けない。

(3) **正しい。** 信教の自由は、およそ人である以上当然に享有すべき性質の権利であるため、在留外国人にも保障される。

(4) **誤り。** 憲法20条１項後段にいう「特権」とは、一般には認められない一切の優遇的地位をいう。特定の宗教団体に対する特権の付与はもちろん、全ての宗教団体を他の団体から区別して特権を与えることも禁止される。

(5) **正しい。** 政教分離の原則は、国家と宗教との関わり合いが、我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えることを許さない趣旨である。また、憲法20条３項で禁止される宗教的活動とは、宗教との関わり合いを持つ全ての行為をいうのではなく、当該行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進、又は圧迫、干渉等になるような行為をいう(最判昭52. 7. 13)。

憲法 02 人身の自由

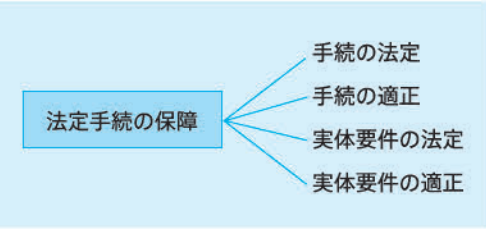
(1) **正しい。** 奴隷的拘束は絶対的に禁じられ(憲法18条)、本人の同意があっても許されず、犯罪による処罰としても許されない(憲法36条参照)。

(2) **正しい。** 犯罪による処罰の場合は、国家に認められた刑罰権の行使として適正な手続に基づいて行われるため、当然に許容される(憲法18条)。

(3) **正しい。** 憲法31条の趣旨が、刑事手続における公権力の行使を手続的に拘束して、国民の権利・自由を守ることにあることに鑑みれば、国民の権利・自由を実効的に保護するには、法定された手続が適正であること、また、犯罪と刑罰を定める実体要件の法定とその適正も必要となる。したがって、憲法31条は手続の法定のみならず、手続の適正、更に実体要件の法定・適正も要求するものと解されている。

(4) **正しい。** 憲法34条(不法に抑留又は拘禁されない権利)の規定を受けた刑訴法203条は、司法警察員が、被逮捕者に対し、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与えなければならないことを規定している。また、刑訴法204条において、同様の義務を検察官にも課している。

(5) **誤り。** 憲法35条の規定は、本来的には刑事手続を念頭に置いた規定である。しかし、住居の不可侵の精神に鑑みれば、刑事責任の追及を目的とした手続ではないという理由のみで本条の適用が否定されると解するのではなく、立入り等の行政調査の必要性、調査が刑事責任追及のための資料の情報収集に直接結び付く作用を一般的に有しているかなどが考慮されて決定される(最判昭47. 11. 22)。



憲法 03 逮捕に対する保障

(1) **正しい。** 一方の当事者である捜査機関のみの判断によって逮捕権を行使すると、人権侵害のおそれが生じる。憲法33条は、中立な第三者的立場にある裁判官が令状を発しなければ、捜査機関は逮捕権を行使することができないという逮捕に関する令状主義を明らかにしている。

(2) **正しい。** 憲法33条にいう司法官憲とは、裁判官をいう。裁判官は、捜査機関の請求を受けて、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があり、かつ、逮捕の必要性があるときに逮捕状を発付する(刑訴法199条２項)。

(3) **正しい。** 裁判官は、明らかに逮捕の必要がないと認めるときは発付しないことができる(刑訴法199条２項但書)。

(4) **正しい。** 令状主義の例外として現行犯逮捕が許容される根拠は、逮捕の理由が明白で逮捕権の濫用のおそれがないなどという点にある。

(5) **誤り。** 別件と本件とが社会的事実として一連の密接な関係がある場合には、別件についての逮捕・勾留中に本件について取り調べていても、別件について当然し

トピックス 逮捕②

7

A巡査は、午前6時に傷害事件発生との通報を受けて現場臨場し、被害者から逃走した犯人等について聴取したところ、甲の犯行によるものと判明した。A巡査は、同日午前11時頃にその甲を発見し、被害者に面通しをさせるなど所要の捜査を実施した上で、同日午後1時20分に「傷害事件を起こした犯人として逮捕する」と告げて甲を傷害事件の被疑者として緊急逮捕した。その後、B警部補に身柄を引致し、引致を受けたB警部補は弁解録取書を録取した後、甲を実況見分に立ち会わせるなどして作成した資料を疎明資料として同日午後8時00分に緊急逮捕状を請求した。この場合における緊急逮捕手続の適否について述べなさい。

緊急逮捕

答案構成

1 結論
2 緊急逮捕の意義及び法的根拠
3 緊急逮捕の要件
4 緊急逮捕の手続
5 設問に対する検討

答案例

1 結論

設問の緊急逮捕手続は、「緊急逮捕の理由の告知」「逮捕状の請求時期」「逮捕状請求の際の疎明資料」に問題があり、違法である。

2 緊急逮捕の意義及び法的根拠

緊急逮捕とは、法定の重い罪を犯した嫌疑が十分である被疑者について、緊急性がある場合に、逮捕状の発付前に身柄を拘束し、その後直ちに裁判官に逮捕状の発付を求める逮捕手続である（刑訴法210条1項[1]）。

3 緊急逮捕の要件

(1) 犯罪の重大性

死刑又は無期若しくは長期3年以上の拘禁刑に当たる罪であることを要する。これらの刑は、刑罰法規が定める法定刑のことである。

(2) 嫌疑の十分性

罪を犯したことを疑うに足りる理由が「十分」でなければならない。「十分な理由」とは、通常逮捕（刑訴法199条1項[2]）における「相当な理由」より高度の嫌疑のある場合をいう。

(3) 逮捕の緊急性・必要性

ア 逮捕の緊急性として、急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができないことを要する。すなわち、逮捕状を請求している間に、被疑者が逃走する、又は証拠を隠滅するおそれがある場合であることを要する。

イ 緊急逮捕においても逮捕の必要性が求められる。

4 緊急逮捕の手続

(1) 逮捕理由の告知

逮捕に当たっては、被疑者に対し「その理由」、すなわち所定の罪を犯した嫌疑が十分であること、及び急速を要する事情のあることを告げる必要がある（東京高判昭28. 12. 14[3]）。

(2) 逮捕状の請求

ア 請求権者

刑訴法上では、検察官、検察事務官及び司法警察職員であれば制限はない。

イ 請求の時期

緊急逮捕状の請求は、逮捕後直ちに行わなければならない。「直ちに」とは、即刻に近い意味と解すべきであり、「他の事務に優先して直ちに」逮捕状請求の手続をとるべきである（大阪高判昭50. 11. 19[4]）。

ウ 逮捕状請求の際の疎明資料

逮捕状を請求する資料は、逮捕時に存在した資料であることを要し、逮捕後に収集した資料であってはならない。

5 設問に対する検討

以下の理由により、本件緊急逮捕は違法と考える。

(1) 緊急逮捕の理由の告知

A巡査は、甲に「傷害事件を起こした犯人として逮捕する」とだけ告げて逮捕したことから、「逮捕の理由」及び「急速を要する事情」を告知していない。

(2) 逮捕状の請求時期

A巡査が午後1時20分に甲を逮捕したが、甲を実況見分に立ち会わせ、令状を請求したのは午後8時00分である。B警部補は「直ちに」裁判官の逮捕状を請求する手続をとったことにはならない。

(3) 逮捕状請求の際の疎明資料

逮捕後に収集した証拠である当該実況見分調書を令状請求の資料としており、明らかに法意を逸脱している。